

浜松市斎場再整備事業

入札説明書

(修正版)

令和5年(2023年)4月3日

【令和5年(2023年)6月1日修正】

浜 松 市

目 次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1 | 特定事業の概要 | 1 |
| 1 | 事業の名称 | 1 |
| 2 | 事業に供される公共施設 | 1 |
| 3 | 公共施設等の管理者 | 1 |
| 4 | 事業予定地 | 1 |
| 5 | 事業目的 | 1 |
| 6 | 基本方針（導入機能、施設の概要） | 2 |
| 7 | 事業内容 | 3 |
| (1) | 事業概要 | 3 |
| (2) | 事業方式 | 3 |
| (3) | 業務内容 | 3 |
| (4) | 事業期間 | 6 |
| (5) | 選定事業者の収入 | 8 |
| 8 | 遵守すべき法制度等 | 8 |
| (1) | 適用法令等 | 8 |
| (2) | 設計基準、仕様書等 | 10 |
| 第2 | 入札参加者に関する条件等 | 12 |
| 1 | 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件 | 12 |
| (1) | 入札参加者の構成等 | 12 |
| (2) | 構成企業及び協力企業の業務の兼務 | 13 |
| (3) | 構成企業及び協力企業の入札参加資格要件 | 13 |
| (4) | 入札参加者の制限 | 15 |
| (5) | 入札参加資格の確認及び失格要件 | 16 |
| 2 | 入札に関する留意事項 | 17 |
| (1) | 入札説明書等の承諾 | 17 |
| (2) | 入札に伴う費用負担 | 17 |
| (3) | 入札提案書類作成要領 | 17 |
| (4) | 入札の無効 | 17 |
| (5) | 入札提案書類の取り扱い | 17 |
| 第3 | 事業者募集及び選定に関する事項 | 19 |
| 1 | 選定の手順及びスケジュール | 19 |
| 2 | 入札手続き等の内容 | 19 |
| (1) | 入札説明書等に関する説明会 | 19 |
| (2) | 入札説明書等に関する質問の受付と回答 | 19 |
| (3) | 参加表明書及び資格審査申請書類の受付 | 20 |
| (4) | 入札参加資格審査結果の通知 | 20 |

| | |
|-------------------------------|----|
| (5) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 | 20 |
| (6) 技術対話参加申込み | 21 |
| (7) 技術対話 | 21 |
| (8) 入札の辞退 | 22 |
| (9) 提案書類の受付 | 22 |
| (10) 開札 | 22 |
| (11) 提案に関するヒアリングの実施 | 22 |
| 第4 提案条件に関する事項 | 23 |
| 1 公共施設等の立地等に関する条件 | 23 |
| (1) 敷地条件 | 23 |
| (2) 整備施設の規模及び機能 | 24 |
| (3) 解体の対象となる既存施設 | 25 |
| (4) 改修の対象となる既存施設 | 25 |
| 2 各種業務に関する提案の条件 | 26 |
| 3 事業計画に関する条件 | 26 |
| (1) 入札価格の算定方法 | 26 |
| (2) モニタリングの実施 | 26 |
| (3) モニタリングの方法 | 26 |
| (4) モニタリングの費用の負担 | 26 |
| (5) 選定事業者に対する支払額の減額等 | 26 |
| 4 契約上限金額 | 27 |
| 第5 審査及び選定に関する事項 | 28 |
| 1 審査委員会 | 28 |
| 2 選定方法 | 28 |
| 3 審査の手順及び方法 | 28 |
| (1) 入札参加資格審査 | 28 |
| (2) 提案審査 | 28 |
| (3) 審査事項 | 29 |
| (4) 落札者の決定 | 29 |
| 4 審査結果及び評価の公表方法 | 29 |
| 5 入札の中止 | 29 |
| 6 落札者を決定しない場合 | 29 |
| 第6 事業契約に関する事項 | 30 |
| 1 基本協定の締結 | 30 |
| 2 特別目的会社（SPC）の設立 | 30 |
| 3 仮契約の締結 | 30 |
| 4 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結） | 30 |
| 5 契約を締結しない場合 | 30 |
| 6 契約締結に係る費用の負担 | 31 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 7 | 入札保証金 | 31 |
| 8 | 契約保証金 | 31 |
| (1) | 契約保証金の金額 | 31 |
| (2) | 契約保証金の免除 | 31 |
| (3) | 契約保証金の還付 | 31 |
| 9 | 金融機関と市の協議（直接協定） | 31 |
| 第7 | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 32 |
| 1 | 法制上及び税制上の措置に関する事項 | 32 |
| 2 | 財政上及び金融上の支援に関する事項 | 32 |
| 3 | その他の支援に関する事項 | 32 |
| 第8 | その他事業の実施に関する問い合わせ先 | 33 |

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、浜松市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年(1999年)7月30日法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、令和5年(2023年)3月24日に特定事業として選定した浜松市斎場再整備事業（以下「本事業」という。）を実施する者の選定のための総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。なお、令和5年(2023年)2月3日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

【別添資料】

- 別添資料1：要求水準書
- 別添資料2：落札者決定基準
- 別添資料3：提案書等作成要領及び様式集
- 別添資料4：基本協定書（案）
- 別添資料5：事業契約書（案）
- 別添資料6：モニタリング基本計画（案）

■用語の定義

| | |
|----------|---|
| 本事業 | 浜松市斎場再整備事業をいう。 |
| 市 | 浜松市をいう。 |
| PFI 法 | 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年(1999 年)法律第 117 号 最終改正：令和 3 年(2021 年)5 月 19 日法律第 37 号)」をいう。 |
| 事業契約 | 市が選定した事業者と締結する事業契約をいう。 |
| 実施方針等 | 実施方針、要求水準書(案) 及びこれらの添付書類をいう。 |
| 入札説明書等 | 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案) 等、事業者募集にかかる資料をいう。 |
| 入札参加者 | 本事業に応募する事業者で、本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループをいう。 |
| 選定事業者 | 本事業を実施する者として市が契約した入札参加者をいう。 |
| 設計企業 | 火葬炉を除く施設の設計を担当する企業をいう。 |
| 建設企業 | 火葬炉を除く施設の建設を担当する企業をいう。 |
| 工事監理企業 | 施設等の建設工事の監理を担当する企業をいう。 |
| 火葬炉企業 | 火葬炉を設計、施工及び保守管理を担当する企業をいう。 |
| 火葬炉運転企業 | 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を担当する企業をいう。 |
| 維持管理企業 | 火葬炉を除く施設の維持管理業務を担当する企業をいう。 |
| 運営企業 | 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を担当する企業をいう。 |
| 構成企業 | 構成企業は、SPC から直接、PFI 事業に係る業務を受託又は請け負うことを予定しており、かつ SPC に出資することを予定している者をいう。 |
| 協力企業 | 協力企業は、SPC 又は構成企業から業務を請け負い、又は受託することを予定している者をいう。 |
| SPC | 本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社をいう。 |
| アドバイザー企業 | 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託した企業及びその協力企業をいう。 |
| 審査委員会 | 浜松市斎場再整備事業における浜松市 PFI 等審査委員会をいう。 |
| 特定事業選定 | PFI 事業として実施することの妥当性を詳細に検討・評価し、PFI 事業として実施することが適切であると認められる事業の実施を決定する行為をいう。 |
| 落札者 | 入札参加者のうち、審査の結果最優秀提案となり、市が落札者として認めた者をいう。 |
| 債務負担行為 | 契約等で発生する債務の負担を設定する行為をいう。予算の「内容の一部」として、議会の議決によって設定されるが、歳出予算には含まない。現実に現金支出が必要となった場合にあらためて歳出予算に計上（現年度化）する。 |
| 技術対話 | 事業者選定段階において、公募資料に関する質疑応答や意見把握等を行うことで、主として事業者選定を円滑に進めることを目的とする市と入札参加者間の直接の対話をいう。 |
| 大規模修繕 | 要求水準書に示す機能を維持するために行う日常的修繕・更新とは別に、長期修繕計画に基づき、一定の期間が経過した後にまとめて行う大規模な修繕をいう。 |

第1 特定事業の概要

1 事業の名称

浜松市斎場再整備事業

2 事業に供される公共施設

ア 浜松斎場（中沢子どもの森含む）

イ 雄踏斎場

3 公共施設等の管理者

浜松市長 鈴木 康友

浜松斎場及び雄踏斎場は地方自治法（昭和22年(1947年)4月17日法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付け、本事業を実施する者として市が契約した事業者（以下「選定事業者」という。）を同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

4 事業予定地

ア 浜松市中区中沢町47番1外

イ 浜松市西区雄踏町宇布見5957番1外

5 事業目的

市では将来の火葬需要に対応した火葬場の施設数及び規模の整理を行うため、「浜松市斎場再編・整備方針」を平成28年(2016年)2月に策定した。この整備方針に則り、現有施設の有効活用を念頭に置きつつ、施設の現状と市全体での将来的な火葬需要に合わせた施設整備を進めている。

本事業の対象となる浜松斎場は昭和47年(1972年)12月に供用開始し、火葬炉14基、動物炉2基が稼働しており、築50～51年が経過しているため、施設の老朽化が懸念される。また、火葬炉を現在の14基から8基へ縮小再整備する方針である。

雄踏斎場は平成7年(1995年)に供用開始し、火葬炉3基、動物炉1基が稼働している。「浜松市斎場再編・整備方針」において必要火葬炉数は7基と見込んでいるため、4基の火葬炉の増設が必要となる。

本事業は、上記の背景から浜松斎場では斎場の建替え、雄踏斎場では施設の増設と2つの建設事業を事業者の民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して一括の事業とすることで、浜松斎場及び雄踏斎場（以下「本件施設」という。）の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、財政の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待している。

6 基本方針（導入機能、施設の概要）

本件施設の整備に際して、次の方針に基づいて行うこととする。

◎浜松市斎場再編・整備方針

1. 現有施設の有効活用

「浜松市資産経営推進方針」の取組みの柱である「保有財産の最適化（縮減化）」、「保有財産の利活用」及び「活用財産の長寿命化」等の原則に基づき、利用可能な施設について、有効活用する。

2. 適正規模・適正配置

火葬体数の増加と施設の老朽化に対し、将来にわたって安定した火葬を執り行えるよう、対応可能な火葬施設が必要である。

広域な市域における適正配置として、大部分の市民が車による移動で概ね 1 時間以内の到達可能距離とする。

3. 時代の要請に対応した施設整備

令和 22 年(2040 年)まで増加し続ける死亡者数に比例し、火葬件数も増加が見込まれるなか、大規模災害等の緊急時においても、滞りなく火葬が執り行えることが必要である。

なお、整備・改修にあたっては、体格向上に対応した火葬炉や周辺環境に配慮した環境汚染防止設備など時代の要請に応えた設備の導入が必要である。

○個別方針（浜松斎場・雄踏斎場）

① 人生の終焉の場に相応しい施設

（厳かで安らぎを感じられる空間づくり）

② 人に優しく利用しやすい施設

（格調と利便性の兼備、デジタル化の推進、ユニバーサルデザインや利用者動線の配慮）

③ 周辺環境、立地特性、自然環境に配慮した施設

（景観や環境との調和、周辺民家からの視線の配慮、地形状況の留意、ライフサイクルコストや地球環境負荷の低減）

④ 地域の火葬風習を包含する施設

（火葬風習や葬送行為に係る地域特性への配慮）

7 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとし、詳しくは要求水準書に示す。

(1) 事業概要

ア 浜松斎場

浜松斎場は、新斎場の設計、建設、既存施設（既存斎場棟・既存火葬棟等）の解体及び撤去並びに跡地整備、維持管理及び運営を行う。

新斎場は、既存斎場棟の解体及び既存駐車場の撤去後、その跡地に、既存火葬棟の運営を維持しながら整備するため、新斎場建設工事中は、既存火葬棟と臨時待合棟について維持管理及び運営を行う。なお、既存火葬棟は、新斎場の供用開始後に解体及び跡地整備を行う。

また、中沢子どもの森を含め、周辺住民の安全確保に必要な改修措置及び斎場利用者や地域住民の利便性、快適性等の向上や地域貢献に資する一体的な整備を行う。

イ 雄踏斎場

雄踏斎場は、増設棟の設計、建設、既存棟の設備改修、増設棟・既存棟の維持管理及び運営を行う。

増設棟は、斎場北西部の住宅地から見渡せる位置に建設することから、地域住民の意見を反映し、住宅地から斎場建物の全体形状が見えないよう視認性に特に配慮した上で、設計、建設を行う。

なお、既存棟の設備改修は、増設棟の供用開始後に既存棟を休館し行い、既存棟の運営再開後は、既存棟と増設棟の2つの建物について、維持管理及び運営を行う。

(2) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者自らが本件施設を設計・建設し、本件施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理・運営を行う BT0 (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

(3) 業務内容

本事業における、選定事業者の業務内容は、次のとおりである。

ア 浜松斎場

(ア) 施設整備発注業務

- ・ 事前調査発注業務
- ・ 設計発注業務
- ・ 建設工事発注業務
- ・ 備品等整備発注業務
- ・ 工事監理発注業務
- ・ 環境保全対策発注業務
- ・ 所有権移転発注業務
- ・ 各種申請等発注業務

- ・稼働準備発注業務
- ・その他施設整備上必要な業務

(イ) 既存施設解体撤去発注業務

- ・既存施設の解体設計発注業務
- ・既存施設の解体撤去発注業務
- ・廃棄物の処分発注業務
- ・跡地整備発注業務

(ウ) 維持管理業務（新斎場建設工事中）

- ・建築物・外構保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・建築設備保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・火葬炉保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務
- ・その他維持管理上必要な業務

※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。

(エ) 維持管理業務（新斎場供用開始後）

- ・建築物・外構保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他維持管理上必要な業務

※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。

(オ) 運營業務（新斎場建設工事中）

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運転業務
- ・動物・胞衣等火葬業務

- ・臨時待合棟関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務
- ・その他運営上必要な業務

(カ) 運營業務（新斎場供用開始後）

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運転業務
- ・動物・胞衣等火葬業務
- ・待合室関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他運営上必要な業務

イ 雄踏斎場

(ア) 施設整備発注業務（増設棟）

- ・事前調査発注業務
- ・設計発注業務
- ・建設工事発注業務
- ・備品等整備発注業務
- ・工事監理発注業務
- ・環境保全対策発注業務
- ・所有権移転発注業務
- ・各種申請等発注業務
- ・稼働準備発注業務
- ・その他施設整備上必要な業務

(イ) 施設改修発注業務（既存棟）

- ・事前調査発注業務
- ・設計発注業務
- ・改修工事発注業務
- ・備品等整備発注業務
- ・工事監理発注業務
- ・環境保全対策発注業務
- ・各種申請等発注業務
- ・稼働準備発注業務
- ・その他施設改修上必要な業務

(ウ) 維持管理業務（既存棟・増設棟）

- ・建築物・外構保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務

- ・火葬炉保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務
- ・既存棟の引継ぎ業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他維持管理上必要な業務

※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。

(エ) 運營業務（既存棟・増設棟）

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運轉業務
- ・動物・胞衣等火葬業務（既存棟のみ）
- ・待合室関連業務
- ・葬儀場関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・既存棟の引継ぎ業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他運営上必要な業務

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和24年(2042)年3月31日までとする。

ア 浜松斎場

| 時期（予定） | 内 容 |
|----------------------------------|--|
| 令和5年（2023年）10月 | 基本協定の締結 |
| 令和5年（2023年）10月～ 令和6年（2024年）2月 | 契約の確認・事業契約の締結・指定管理者の指定に係る議決 |
| 令和6年（2024年）4月～ 令和7年（2025年）3月 | 住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、建築確認申請、開発行為の許可申請等 |
| 令和6年（2024年）9月～ 令和7年（2025年）3月 | 浜松斎場既存斎場棟の解体 |
| 令和7年（2025年）3月 | 浜松斎場の指定管理業務の引継ぎ |

| | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 令和7年（2025年）4月 | 浜松斎場の指定管理開始 |
| 令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）9月 | 新浜松斎場の建設工事 |
| 令和9年（2027年）10月～ 令和9年（2027年）11月 | 新浜松斎場の開業準備 |
| 令和9年（2027年）12月 | 新浜松斎場の供用開始 |
| 令和10年（2028年）1月～ 令和10年（2028年）6月 | 浜松斎場既存火葬棟の解体及び駐車場整備工事 |
| 令和24年（2042年）3月 | 新浜松斎場の維持管理・運営事業期間終了 |

イ 雄踏斎場

| 時期（予定） | 内 容 |
|----------------------------------|--|
| 令和5年（2023年）10月 | 基本協定の締結 |
| 令和5年（2023年）10月～ 令和6年（2024年）2月 | 契約の確認・事業契約の締結・指定管理者の指定に係る議決 |
| 令和6年（2024年）4月～ 令和7年（2025年）3月 | 住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、建築確認申請、開発行為の許可申請等 |
| 令和7年（2025年）3月 | 雄踏斎場既存棟の指定管理業務の引継ぎ |
| 令和7年（2025年）4月 | 雄踏斎場の指定管理開始 |
| 令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）3月 | 雄踏斎場増設棟の建設工事 |
| 令和9年（2027年）4月～ 令和9年（2027年）5月 | 雄踏斎場増設棟の開業準備 |
| 令和9年（2027年）6月 | 雄踏斎場増設棟の供用開始 |
| 令和9年（2027年）6月～ 令和10年（2028年）6月 | 雄踏斎場既存棟の設備改修工事 |
| 令和10年（2028年）7月 | 雄踏斎場既存棟の運営再開 |
| 令和24年（2042年）3月 | 雄踏斎場既存棟・増設棟の維持管理・運営事業期間終了 |

(5) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおり予定している。

ア 市が支払うサービス購入料

上記の「(3)業務内容」に示す各業務を行うことに対して、市は、事業期間中にあらかじめ定める額を事業契約に基づき、年度毎に選定事業者へ支払う。支払方法の詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

選定事業者に支払うサービス購入料は、物価変動や金利変動があった場合には、事業契約に従って改定することがある。また、選定事業者の事業契約の履行状況により、市は、選定事業者に支払うサービス購入料を減額又は停止することがある。

なお、本施設は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付けており、使用料は市の収入とする。

イ 物品販売等による収入

自動販売機等の物品販売による収入は選定事業者の収入とする。

8 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、提案内容に応じ必要とされる法令等（法律、政令、省令等）や次に挙げる例規等（条例、規則等）を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。

(1) 適用法令等

- ・地方自治法（昭和 22 年(1947 年)4 月 17 日法律第 67 号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年(1948 年)5 月 31 日法律第 48 号）
- ・消防法（昭和 23 年(1948 年)7 月 24 日法律第 186 号）
- ・建設業法（昭和 24 年(1949 年)5 月 24 日法律第 100 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年(1950 年)5 月 24 日法律第 201 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年(1968 年)6 月 15 日法律第 100 号）
- ・景観法（平成 16 年(2004 年)6 月 18 日法律第 110 号）
- ・環境基本法（平成 5 年(1993 年)11 月 19 日法律第 91 号）
- ・森林法（昭和 26 年(1951 年)6 月 26 日法律第 249 号）
- ・宅地造成等規制法（昭和 36 年(1961 年)11 月 7 日法律第 191 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年(1964 年)7 月 11 日法律第 170 号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年(1997 年)3 月 27 日通商産業省令第 52 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年(1954 年)3 月 31 日法律第 51 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年(1951 年)12 月 6 日法律第 204 号）
- ・下水道法（昭和 33 年(1958 年)4 月 24 日法律第 79 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年(1970 年)12 月 25 日法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年(1968 年)6 月 10 日法律第 97 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年(2002 年)5 月 29 日法律第 53 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年(1971 年)6 月 1 日法律第 91 号）

- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年(1999 年)7 月 16 日法律第 105 号)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年(1970 年)12 月 25 日法律第 137 号)
- ・騒音規制法（昭和 43 年(1968 年)6 月 10 日法律第 98 号)
- ・振動規制法（昭和 51 年(1976 年)6 月 10 日法律第 64 号)
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年(1972 年)6 月 8 日法律第 57 号)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年(2006 年)6 月 21 日法律第 91 号)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年(2000 年)5 月 31 日法律第 104 号)
- ・道路法（昭和 27 年(1952 年)6 月 10 日法律第 180 号)
- ・駐車場法（昭和 32 年(1957 年)5 月 16 日法律第 106 号)
- ・屋外広告物法（昭和 24 年(1949 年)6 月 3 日法律第 189 号)
- ・健康増進法（平成 14 年(2002 年)8 月 2 日法律第 103 号)
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年(1979 年)6 月 22 日法律第 49 号)
- ・労働基準法（昭和 22 年(1947 年)4 月 7 日法律第 49 号)
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年（1972 年）6 月 8 日法律第 57 号)
- ・建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和 45 年(1970 年)4 月 14 日法律第 20 号)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年(2015 年)7 月 8 日法律第 53 号)
- ・警備業法（昭和 47 年(1972 年)7 月 5 日法律第 117 号)
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年(1959 年)9 月 26 日政令第 306 号)
- ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和 23 年(1948 年)7 月 13 日厚生省令第 24 号)
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年(2000 年)3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申)
- ・最低賃金法（昭和 34 年(1959 年)4 月 15 日法律第 137 号)
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年(2000 年)5 月 8 日法律第 57 号)
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年(1969 年)7 月 1 日法律第 57 号)
- ・文化財保護法（昭和 25 年(1950 年)5 月 30 日法律第 214 号)
- ・静岡県建築基準条例（昭和 48 年（1973 年）3 月 23 日静岡県条例第 17 号)
- ・静岡県福祉のまちづくり条例（平成 7 年（1995 年）10 月 18 日静岡県条例第 47 号)
- ・静岡県盛土等の規制に関する条例（令和 4 年(2022 年)3 月 29 日静岡県条例第 20 号)
- ・浜松市景観条例（平成 20 年(2008 年)12 月 11 日浜松市条例第 89 号)
- ・浜松市建築基準法施行細則（平成 6 年(1994 年)3 月 31 日浜松市規則第 16 号)
- ・浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 14 年(2002 年)12 月 17 日浜松市条例第 102 号)
- ・浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例（平成 14 年（2002 年）3 月 26 日浜松市条例第

- 36号)・浜松市墓園・墓地条例(昭和57年(1982年)3月31日浜松市条例第20号)
- ・浜松市墓園・墓地条例施行規則(昭和57年(1982年)3月31日浜松市規則第21号)
- ・浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成19年(2007年)6月29日浜松市条例第81号)
- ・浜松市墓地、埋葬等に関する規則(平成19年(2007年)6月29日浜松市規則第104号)
- ・浜松市斎場条例(昭和47年(1972年)9月30日浜松市条例第43号)
- ・浜松市環境基本条例(平成10年(1998年)9月30日浜松市条例第49号)
- ・浜松市音・かおり・光環境創造条例(平成16年(2004年)3月23日浜松市条例第31号)
- ・浜松市緑の保全及び育成条例(昭和62年(1987年)3月31日浜松市条例14号)
- ・浜松市ユニバーサルデザイン条例(平成14年(2002年)12月17日浜松市条例第100号)
- ・浜松市屋外広告物条例(平成17年(2005年)6月1日浜松市条例第153号)
- ・浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和39年(1964年)3月30日浜松市条例第34号)
- ・緑化に関する協議の手引き(平成30年(2018年)4月1日施行)
- ・浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱(平成9年(1997年)4月1日施行)
- ・浜松市雨水浸透施設設置推進要綱(平成18年(2006年)4月1日施行)
- ・浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(平成12年(2000年)4月1日制定)
- ・浜松市環境配慮指針に係る事業者への指導等に関する取扱い要綱(平成27年(2015年)10月1日施行)
- ・浜松市開発許可指導基準(平成元年(1989年)7月1日施行)
- ・浜松市公害未然防止指導要領(平成26年(2014年)4月1日施行)
- ・浜松市斎場再編・整備方針(平成28年(2016年)2月)
- ・浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針(令和3年(2021年)4月)
- ・その他、施設の設計、建設、維持管理及び運営に関する関係法令等

(2) 設計基準、仕様書等

ア 国土交通省(又は建設省)大臣官房官庁営繕部監修、(一社)公共建築協会編集の次に掲げる基準等(いずれも最新版)

- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準・同要領
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)

- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 工事写真撮影ガイドブック
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 土木工事共通仕様書

イ その他の基準等

- ・ 火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究
- ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
- ・ 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針
- ・ 静岡県建築構造設計指針
- ・ その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

第2 入札参加者に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に記載する複数の企業から成るグループとする。

(ア) 火葬炉を除く施設の設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）

(イ) 火葬炉を除く施設の建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）

(ウ) 施設等の建設工事の監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）

(エ) 火葬炉を設計、施工及び保守管理を担当する企業（以下「火葬炉企業」という。）

(オ) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を担当する企業（以下「火葬炉運転企業」という。）

(カ) 火葬炉を除く施設の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）

(キ) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）

(ク) 現斎場の解体を担当する企業（以下「解体企業」という。）

(ケ) その他企業

なお、(ク)「解体企業」、(ケ)「その他企業」は必須とはしない。

イ 入札参加者は、構成企業及び協力企業から成るものとし、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出時に構成企業及び協力企業の企業名並びに各企業が担当する業務を明らかにするものとする。なお、SPCから直接、受託又は請け負う、上記(1)アの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の者は構成企業とならなければならない。

ウ 構成企業及び協力企業の定義は次のとおり。

構成企業は、SPCから直接、PFI事業に係る業務を受託又は請け負うことを予定しており、かつSPCに出資することを予定している者をいう。また、協力企業は、SPC又は構成企業から業務を請け負い、又は受託することを予定している者をいう。

エ 代表企業を構成企業から定め、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

オ 構成企業は複数とすること。

カ 参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出以降、入札参加者の構成企業又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業でない構成企業及び協力企業について、やむを得ない事情により変更が必要となった場合は、市と協議を行う。

キ 入札参加者の構成企業及び協力企業は、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。また、入札参加者の構成企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ）。

ク 実施しようとする業務について、関係法令に基づく資格等を有すること。

(2) 構成企業及び協力企業の業務の兼務

構成企業及び協力企業が上記(1)アの(ア)から(ケ)までに示す企業のいくつかを兼ねることを認める。

ただし、建設企業又は火葬炉企業が工事監理企業を兼ねること、資本又は人事面において関連がある企業同士が建設企業又は火葬炉企業と工事監理企業になることは認めない。

(3) 構成企業及び協力企業の入札参加資格要件

構成企業及び協力企業は次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もそれぞれ次の要件を満たすこと。

ア 本事業を円滑に遂行できるだけの安定かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和25年(1950年)5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）

エ 建設企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和24年(1949年)5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による建設一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 構成企業となる場合は、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値（経営事項審査総合評定値）について「建築一式」の値が1,000点以上であること。複数で参加する場合においても、構成企業となるすべての者は「建築一式」の値が1,000点以上であること。

(ウ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）

オ 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- カ 火葬炉企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 1箇所あたり8基以上の火葬炉の納入・設置実績があること。また、火葬炉の設計、施工及び保守管理業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事 業種：機械器具設置）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- キ 火葬炉運転企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- ク 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 火葬炉保守管理業務を除く施設の維持管理業務を実施するために法令上必要とされる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- ケ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
 - (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- コ 解体企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 既存施設解体撤去発注業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
 - (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事 業種：解体）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- サ その他企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) その他業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
 - (イ) 構成企業となる場合は、実施する業務内容に該当する令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査の申請を行い、参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出期限までに当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）

(4) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業、協力企業になることができない。

- ア PFI 法第9条の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年(1947年)5月3日政令第16条）第167条の4の規定に該当する者
- ウ 会社更生法（平成14年(2002年)12月13日法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者
- エ 民事再生法（平成11年(1999年)12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年(2005年)7月26日

- 法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年(2005 年)7 月 26 日法律第 87 号) による改正前の商法 (明治 32 年(1899 年)3 月 9 日法律第 48 号) 第 381 条の規定による整理開始の申立又は通告がなされている者
- キ 破産法 (平成 16 年(2004 年)6 月 2 日法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立がなされている者
- ク 市から入札参加停止の措置を受けている者
- ケ 国税又は徴税を滞納している者
- コ 浜松市暴力団排除条例(平成 24 年(2012 年)12 月 14 日浜松市条例第 81 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成企業の統制下にある団体でない者。
- サ 次の本事業の業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者
- ・ 日本工営都市空間株式会社
 - ・ 西脇法律事務所
- なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいう。
- シ 浜松市斎場再整備事業における PFI 等審査委員会 (以下「審査委員会」という。)の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

(5) 入札参加資格の確認及び失格要件

入札参加資格の確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。ただし、入札参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記の入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾の上、入札に参加すること。

(2) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するにあたっては、「別添資料 3 提案書等作成要領及び様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確な入札
- ・ 入札参加者の記名及び押印のない入札
- ・ 委任状のない代理人がした入札
- ・ 複数の入札者の代理人となった者がした入札
- ・ 同一入札参加者による複数の入札
- ・ 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- ・ 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- ・ 所定の日時までに所定の場所に到着しなかった入札
- ・ 入札参加資格を具備しない者がした入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

入札参加者から提出された本事業に関する入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者から提出された入札提案書類は、特に市が必要と認める時には、市は入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。これにより市が損失又は損害を被った場合は、当該入札参加者は市に対し当該損失又は損害を賠償しなければならない。

ウ 情報公開請求

入札提案書類は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令

に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは市が入札提案書類の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、入札参加者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより入札参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の入札提案書類の使用に関する費用は、無償とする。

エ 使用言語、単位及び時刻

選定に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年(1992年)5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

オ 禁止事項

入札参加者は、複数の提案を提出することはできない。また、提出期限以降、提出した提案を市の承諾なく修正することはできない。

第3 事業者募集及び選定に関する事項

1 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおり予定している。

| 日 程 (予定) | 内 容 |
|------------------------------------|--------------------------|
| 令和5年(2023年)4月3日 (月) | 入札説明書等の公表 |
| 令和5年(2023年)4月14日 (金) | 入札説明書等説明会 |
| 令和5年(2023年)4月3日 (月) ～4月20日 (木) | 入札説明書等に関する質問の受付期間 |
| 令和5年(2023年)5月22日 (月) | 入札説明書等に関する質問への回答 |
| 令和5年(2023年)5月22日 (月) ～5月30日 (火) | 参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の受付期間 |
| 令和5年(2023年)6月7日 (水) | 入札参加資格審査結果通知 |
| 令和5年(2023年)6月14日 (木) | 技術対話 |
| 令和5年(2023年)6月28日 (水) | 対話結果の公表 |
| 令和5年(2023年)7月31日 (月) ～8月4日 (金) | 提案書の提出期間 |
| 令和5年(2023年)9月下旬 | 提案ヒアリング |
| 令和5年(2023年)10月上旬～中旬 | 基本協定の締結 |
| 令和5年(2023年)11月下旬～12月上旬 | 仮契約の締結 |
| 令和6年(2024年)2月下旬 | 事業契約の締結 |

2 入札手続き等の内容

(1) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

| | |
|-----------|--|
| 開催日時 | 令和5年(2023年)4月14日(金)午後2時 開会 |
| 開催場所 | 浜松市勤労会館Uホール23会議室 |
| 申込書提出期間 | 令和5年(2023年)4月3日(月)～4月11日(火) |
| 申込書提出方法 | <ul style="list-style-type: none">参加希望者は、「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」の様式1-1に必要事項を記入の上、電子メールにより、下記提出先に提出のこと。電子メールに添付するファイルの容量は50MBまでとする。提出者は、市に電話で受領確認を行うこと。メールタイトルは「入札説明書等に関する説明会(企業名)」と明記のこと。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。 |
| 提出先及び問合せ先 | 浜松市 市民部 市民生活課 TEL : 053-457-2026 E-mail : simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp |

(2) 入札説明書等に関する質問の受付と回答

入札説明書等の内容に関する質問の受付を次のとおり行う。

| | |
|-----------|---|
| 提出期間 | 令和5年(2023年)4月3日(月)～4月20日(木) |
| 提出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」の様式1-2に必要事項を記入の上、電子メールにより、下記提出先に提出のこと。電子メールに添付するファイルの容量は50MBまでとする。 ・提出者は、市に電話で受領確認を行うこと。 ・メールタイトルは「入札説明書等に対する質問(企業名)」と明記のこと。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。 |
| 提出先及び問合せ先 | 上記(1)と同様とする。 |
| 回答及び公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書に関して提出された質問に対する回答は、原則全て市のホームページで公表する。 ・個別に回答は行わず、公表に際して、質問者の名称は公表しない。 ・公表時期は令和5年(2023年)5月22日(月)とする。 |

(3) 参加表明書及び資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

| | |
|-----------|---|
| 提出期間 | 令和5年(2023年)5月22日(月)～5月30日(火)午後5時まで |
| 提出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・提出方法は、持参、一般書留郵便・簡易書留郵便・本市が受領した旨記録される信書便(以下「郵送等」という。)又は電子メールによる。※なお、電子メールで提出する場合には、電話による到達確認を必ず行うこと。 ・提出書類は、「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」に示すとおり。 |
| 提出先及び問合せ先 | 上記(1)と同様とする。 |

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、入札参加資格審査の申請を行った入札参加者の代表企業に対して、令和5年(2023年)6月7日(水)までに書面により通知する。

また、入札参加資格審査結果を認められた入札参加者には受付番号等も通知する。

(5) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた入札参加者の代表企業は、入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求められた場合、令和5年(2023年)6月12日(月)までに説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、後日、書面により回答する。

| | |
|-----------|--|
| 提出期間 | 令和5年(2023年)6月7日(水)～6月12日(月)午後5時まで |
| 提出方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・提出方法は、持参による。 ・提出書類の様式は任意とする。ただし、入札参加者の代表企業の代表者印を要する。 |
| 提出先及び問合せ先 | 上記(1)と同様とする。 |

(6) 技術対話参加申込み

技術対話参加申込みを次のとおり受け付ける。

| | |
|-----------|---|
| 提出期間 | 令和5年(2023年)6月7日(水)～6月12日(月)午後5時まで |
| 提出方法 | <ul style="list-style-type: none">・技術対話に関する申込書及び質問書(「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」の様式1-3)に必要事項を記入の上、電子メールにより下記提出先に提出のこと。電子メールに添付するファイルの容量は50MBまでとする。・提出者は、市に電話で受領確認を行うこと。・メールタイトルは「技術対話参加申込み(企業名)」と明記のこと。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。 |
| 提出先及び問合せ先 | 上記(1)と同様とする。 |

(7) 技術対話

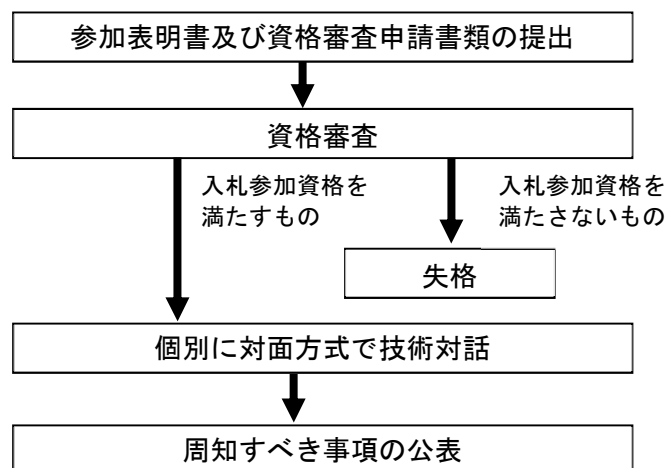
入札参加者は、令和5年(2023年)5月22日(月)から令和5年(2023年)5月30日(火)までに、資格審査に必要な書類を提出し、市は資格審査通過者から提出された質問をもとに、技術対話を実施する。

技術対話は、要求水準書等について市と資格審査通過者の認識に齟齬がないこと、より適確な提案につなげることを目的に実施するものであり、具体的な実施方法については、次のとおりである。

■技術対話の実施フロー

- ① 参加表明書及び資格審査申請書類の提出
入札参加者は、参加表明書及び資格審査申請書類を提出し、市は入札参加者の備えるべき入札参加資格要件の具備の有無を確認する。
- ② 技術対話の実施
技術対話は、資格審査通過者に対して、個別に対面方式にて実施する。
- ③ 技術対話を踏まえた要求水準等の調整
技術対話を踏まえ、入札説明書等において市の意図が伝わっていない点等があれば、入札説明書等に追記や追加資料の提示を行う。透明性・公平性の観点から資格審査通過者との対話の中で、全体に周知すべき事項がある場合は、対話結果の公表時に合わせて公表する。ただし、対話者名は公表しない。なお、事業者は、市が提供する資料を、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

【技術対話の実施フロー】



(8) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」の様式3を市へ持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な扱いをされることはない。

(9) 提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類等を「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」に従い作成し、市へ提出すること。

| | |
|---------------|--|
| 提出期間 | 令和5年(2023年)7月31日(月)～8月4日(金)午後5時まで |
| 提出方法 | ・提出方法は、持参による。 ・提出書類は、「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」に示すとおり。 |
| 提出先及び 問合せ先 | 上記(1)と同様とする。 |

(10) 開札

入札参加者より提出された入札提案書類のうち、入札書の開札を入札執行担当者及び入札参加者立会いのもと、令和5年(2023年)9月下旬に実施する。開札の詳細については、入札参加者の代表企業に別途通知する。

(11) 提案に関するヒアリングの実施

提案書の内容を確認のために、入札参加者に対するヒアリングを令和5年(2023年)9月下旬に実施する予定である。ヒアリングの詳細については、入札参加者の代表企業に別途通知する。

第4 提案条件に関する事項

1 公共施設等の立地等に関する条件

(1) 敷地条件

ア 浜松斎場

| | 内容 |
|----------|---|
| 所在地 | 浜松市中区中沢町 47-1 |
| 敷地面積 | 浜松斎場の敷地面積 : 約 5,800 m ² 中沢子どもの森の敷地面積 : 約 2,000 m ² |
| 前面道路 | 北側 : 市道住吉 21 号線 (幅員約 6m) 東側 : 市道中沢 101 号線 (幅員約 7.5m) 南側 : 市道中沢 22 号線 (幅員約 3m) |
| 都市計画決定 | あり 令和 4 年(2022 年) 1 月 31 日 |
| 用途地域 | 第 2 種中高層住居専用地域 |
| 防火地域 | — |
| その他 | 宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法) 屋外広告物規制地域 (第 1 種普通規制地域) |
| 建ぺい率/容積率 | 建ぺい率 60% /容積率 200% |
| 高度地区 | 建築物の高さ最高限度 : 北側斜線制限 (7m + 1.25 d) |
| 日影規制 | 規制範囲 5m超~10mの日影時間 : 4 時間 10m超の日影時間 : 2.5 時間 |
| 土地の所有者 | 浜松市 |

イ 雄踏斎場

| | 内容 |
|----------|--|
| 所在地 | 浜松市西区雄踏町宇布見 5957-1 他 |
| 敷地面積 | 雄踏斎場既存部の敷地面積 : 約 14,800 m ² 雄踏斎場増設部の敷地面積 : 約 13,600 m ² |
| 前面道路 | 南西側 : 市道雄踏小山山崎線 (幅員 7~13m) 北西側 : 市道雄踏西ヶ崎パーク線 (幅員約 6m) |
| 都市計画決定 | あり 令和 4 年(2022 年) 1 月 31 日 |
| 用途地域 | 市街化調整区域 |
| 防火地域 | — |
| その他 | 農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域内農地) |
| 建ぺい率/容積率 | 建ぺい率 60% /容積率 200% |
| 高度地区 | — |
| 日影規制 | 規制範囲 5m超~10mの日影時間 : 4 時間 10m超の日影時間 : 2.5 時間 |
| 土地の所有者 | 浜松市、一部民有地 (借地) あり |

(2) 整備施設の規模及び機能

ア 新浜松斎場（建替え）

| | 内容 |
|-------|--|
| 構造 | 耐用年数 80 年を条件とし、事業者の提案による。 |
| 延床面積 | 3,200 m ² 程度 |
| 火葬炉数 | 大型炉以上：8 基（新設）※うち超大型炉 1 基以上とする。 動物炉：1 基（新設） |
| 告別式場 | — |
| 告別収骨室 | 4 室 |
| 待合室 | 8 室 |
| 駐車場 | 駐車可能台数 乗用車：27 台 以上 大型バス：6 台 程度 |
| その他 | 新斎場建設工事中は、既存火葬棟のほか、市が手配した臨時待合棟、 駐車場について維持管理運営を行う。 |

※中沢子どもの森の法面安全対策及び敷地の利活用のための整備も行う。

イ 雄踏斎場（増設棟）

| | 内容 |
|-------|---------------------------------------|
| 構造 | 耐用年数 80 年を条件とし、事業者の提案による。 |
| 延床面積 | 2,500 m ² 程度 |
| 火葬炉数 | 大型炉以上：4 基（新設）※うち超大型炉 1 基以上とする。 |
| 告別式場 | 1 室 |
| 告別収骨室 | 2 室 |
| 待合室 | 4 室 |
| 駐車場 | 駐車可能台数 乗用車：120 台 以上 大型バス：5 台 程度 |
| その他 | 地下埋設物（し尿貯留槽、地下調整池）の撤去を行う必要がある。 |

(3) 解体の対象となる既存施設

ア 既存浜松斎場

| | | 内容 |
|------|--------------------|---|
| 所在地 | | 浜松市中区中沢町 47-1 |
| 敷地面積 | | 5,763.66 m ² |
| 建築年月 | 火葬棟 | 昭和 46 年(1971 年)12 月 1 日 |
| | 斎場棟 | 昭和 47 年(1972 年)12 月 1 日 |
| 施設面積 | | 2,735.67 m ² |
| 構造 | 火葬棟 | 鉄筋コンクリート構造 1 階 |
| | 斎場棟 | 鉄筋コンクリート構造地下 1 階・地上 3 階 |
| 施設内容 | 火葬棟 | 人体炉 14 基(うち大型炉 4 基) 動物炉 2 基 |
| | 斎場棟 | 1 階：玄関ホール、大式場(洋式 1 室)、休憩室、待合室(洋式 2 室)、事務室、売店※、給湯室、トイレ |
| | | 2 階：待合室(洋式 2 室、和式 2 室)、休憩室(洋式 2 室)、授乳室、トイレ、多目的トイレ |
| | | 3 階：待合室(和式 2 室)、控室(和式 2 室)、トイレ、給湯室 |
| | | 塔屋：エレベーター機械室 |
| | 地階：機械室、倉庫(2 室)、トイレ | |

※売店は現在営業していない。

(4) 改修の対象となる既存施設

ア 雄踏斎場(既存棟)

| | | 内容 |
|------|--|---|
| 所在地 | | 浜松市西区雄踏町宇布見 6098-3 |
| 敷地面積 | | 14,800 m ² (既設部のみ) |
| 建築年月 | | 平成 7 年(1995 年)4 月 1 日 |
| 施設面積 | | 1,980.47 m ² |
| 構造 | | 鉄筋コンクリート構造地下 1 階・地上 2 階 |
| 施設内容 | | 人体炉 3 基(うち大型炉 3 基) 動物炉 1 基 |
| | | 1 階：収骨室、炉前ホール、告別式場(洋式 1 室)、待合室(和式 2 室)、事務室、遺族控室、葬祭司控室、トイレ |
| | | 2 階：待合室(和式 2 室)、トイレ |

※人体炉 3 基と動物炉 1 基の改修、待合室及びトイレの洋式化、多目的トイレ扉、告別式場椅子の改修を行う。

2 各種業務に関する提案の条件

本件施設の施設整備、維持管理、運營業務については、「別添資料1 要求水準書」及び「別添資料3 提案書等作成要領及び様式集」に従い、入札提案書類を作成すること。

3 事業計画に関する条件

(1) 入札価格の算定方法

入札金額は、市から受け取るサービス購入料の総額の単純合計値（消費税及び地方消費税を含まない。）の額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は次のとおりとし、金利変動及び物価変動は見込まないものとする。

サービス購入料B、D、G、I及びK、並びにサービス購入料②、⑤、⑦及び⑨[※]については、事業契約書（案）別紙6に定めた算定方法に従い算定する。割賦金利の算定に用いる利率は基準金利に、長期収支計画表で提案したスプレッドを加えたものとする。提案書に使用する基準金利は、Refinitiv（登録商標）より提供されている令和5年（2023年）7月4日（火）の午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの（円／円）金利スワップレートとする。

※サービス購入料B、D、G、I及びK、並びにサービス購入料②、⑤、⑦及び⑨の定義については、事業契約書（案）別紙6を参照のこと。

(2) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書等に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施するものとする。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法は、「別添資料6 モニタリング基本計画（案）」を参照することとするが、詳細な実施方法については、契約締結後に市と選定事業者とが協議を行い決定するものとする。

(4) モニタリングの費用の負担

モニタリングの実施のために市に発生する費用は、市の負担とする。その他の費用（セルフモニタリングに要する費用等）は選定事業者の負担とする。

(5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、要求水準が満たされていない場合、市は、選定事業者に対する支払額を減額若しくは支払停止することがある。減額の考え方については、「別添資料6 モニタリング基本計画（案）」を参照すること。

4 契約上限金額

本事業の契約上限金額は、次のとおりとする。契約上限金額を上回った者は失格とする。

14,145,200,000 円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税は含まない。）

第5 審査及び選定に関する事項

1 審査委員会

入札提案書類の審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために設置した審査委員会において建築計画、事業計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に審査を行う。

審査委員は、次の5名の委員により構成される。なお、落札者の決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

| 区分 | 選出団体等 | 専門分野等 | 氏名 |
|-------|----------------------|---------|--------|
| 学識経験者 | 一般社団法人国土政策研究会 | PFI | 伊庭 良知 |
| 学識経験者 | 静岡文化芸術大学 | 建築・都市計画 | 寒竹 伸一 |
| 学識経験者 | 日本公認会計士協会東海会 静岡県会 | 会計 | 加山 秀剛 |
| 市職員 | 浜松市 | 財務部長 | 石切山 真孝 |
| 市職員 | 浜松市 | 市民部長 | 新谷 直幸 |

2 選定方法

本事業では、施設の建設と維持管理、運営が、良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者を広く募集する。事業者選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年（1947年）5月3日政令第16号）第167条の10第2項）で行う。

なお、本事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年（1994年）4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年（2012年）3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年（1995年）政令第372号）が適用される。

3 審査の手順及び方法

(1) 入札参加資格審査

市は、入札参加者が参加表明時に提出する資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、入札参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

審査委員会は、「別添資料2 落札者決定基準」に示す審査基準に従い、入札提案書類を総合的に審査・評価して落札者を決定する。なお、入札提案書類の審査にあたっては入札参加者に対してヒアリングを実施する。

(3) 審査事項

審査事項は「別添資料 2 落札者決定基準」に示す。

(4) 落札者の決定

市は、審査委員会による評価の結果を基に落札者を決定し、落札者との契約交渉及び契約手続を行う。

4 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、市のホームページ等で公表する。

5 入札の中止

入札参加者が 1 者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

6 落札者を決定しない場合

募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

第6 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき、落札者の決定後速やかに基本協定を締結する。

2 特別目的会社（SPC）の設立

- (1) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として、SPCを浜松市内において設立するものとする。
- (2) 落札者の構成企業はSPCへ出資することとし、SPCに出資する構成企業全体の出資比率の合計は、100%とする。
- (3) 落札者の構成企業のうち代表企業については、SPCに出資する全ての構成企業の中で最大出資比率となるようにすること。
- (4) SPCに出資する全ての構成企業は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 仮契約の締結

落札者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、令和5年(2023年)12月上旬までに合意を得て仮契約を締結するように努めるものとする。また、原則として事業契約書(案)で示した内容及び事業者提案書類の内容を変更できないことに留意すること。ただし、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

4 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

市は、事業契約に関する議案、公の施設の設置条例に関する議案、指定管理者の指定に関する議案を、令和6年(2024年)2月に上程する予定で、市議会の議決を経て本契約となる。

5 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、落札者の代表企業、構成企業又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業契約を締結しない。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、落札者の構成企業又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合で、当該落札者が入札参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、市が当該入札参加資格を有すると判断し、かつ契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成企業又は協力企業の入札参加資格の確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた日とする。

6 契約締結に係る費用の負担

契約締結に係る落札者側の弁護士費用及び印紙代等は、落札者の負担とする。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 契約保証金

(1) 契約保証金の金額

落札者は、市に対し、契約保証金として、本契約の締結と同時にサービス購入料のうち、施設整備発注業務、既存施設解体撤去発注業務及び施設改修発注業務に係る対価（サービス購入料 A～K、サービス購入料①～⑨）から割賦金利を除いた額割賦金利相当額を控除した額の 100 分の 10 以上に相当する額を納付する。

(2) 契約保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、前の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年（1947 年）勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 落札者が保険会社との間に落札者を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し又は建設企業をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市の落札者に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定したうえで、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金は、整備期間満了後において、SPC は返還請求ができるものとする。

9 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、選定事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。ただし、当該協議が整わない場合、市は直接協定を締結しない。

直接協定の協議に関する市の考え方について確認を希望する金融機関又は融資団は、入札参加者が提案書類を提出までに相談するものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、市は選定事業者が法制上及び税制上の措置を受けることができるように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

ア 事業実施に関し必要とする許認可等に関し、市は必要に応じて協力するものとする。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は選定事業者と協議を行うものとする。

ウ 市は、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関する問い合わせ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

浜松市 市民部 市民生活課

TEL : 053-457-2026

E-mail : simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>